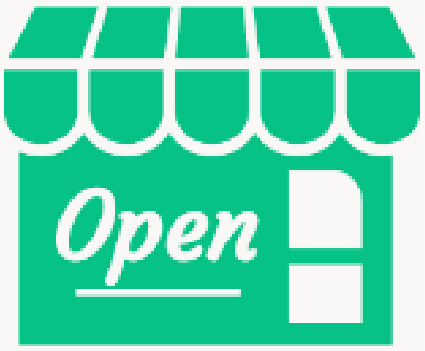
伊豆の国市　産業部　商工課
TEL 055-948-1415
syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp

創業等支援事業費補助金

手続きマニュアル

創業等支援事業費補助金は、伊豆の国市創業等支援事業費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金交付をしています。
申請をご検討される方は、要綱や本マニュアルをご確認の上、商工会や市へご相談ください。





いずのくに特命大使

補助金の概要

補助対象者（下記①～④のすべてに該当することが条件となります）

1. 伊豆の国市商工会が実施する伊豆の国創業塾（個別相談を含む）を受けていること
2. 市内で、創業・事業承継をしてから申請時点で１年以内又は実績報告の日までに創業・事業承継をする予定であること
3. 市町村税の滞納がないこと
 （転入等により当市の課税がない場合は、前住所地における滞納がないこと）
4. これまでに、この補助金の交付を受けていないこと

補助金の額

最大50万円

補助対象経費の総額 ✖ ２分の１ ＝ 補助額（100円未満切り捨て）▶

実績報告時に金額が変わる場合は、交付決定額を上限とする

補助対象経費

（１）事業所として使用する建物の購入費
（２）事業所の増改築や改修に要する経費
（３）備品の購入費（税抜単価１万円以上）
（４）広告宣伝費
（５）法人設立時の登記に要する経費
（６）業務に必要なシステム経費
（７）事業所の家賃（最大６カ月）
（８）機器や設備等のリース費用（最大６カ月）





補助対象経費の詳細はP４～6参照

申請の流れ

様式の記入例はP7～17参照



01 相談

▼ 事前相談

事業の実施前に交付決定をうける必要がありますので、申請予定の方はお早めに、商工会又は市までご相談ください。

02 交付申請

▼交付申請書の提出　補助対象事業の実施1か月以上前目安

【提出物】

- □ ア　交付申請書(様式第１号)
- □ イ　誓約書兼同意書（様式第２号）
- □ ウ　事業計画書（様式第３号）
- □ エ　収支予算書（様式第４号）
- □ オ　創業済みの場合は、開業届・営業許可証等の書類（P11参照）
- □ カ　補助対象者が住民登録している市町村税の完納証明書
- □ キ　（業務委託契約からの開業の場合）業務委託契約書の写し
- □ ク　補助対象経費の内容を確認することができる書類（見積書等）の写し
- □ （振込口座登録等がされていない場合）債権者登録申立書
- □ 開業に必要な関係法令等を遵守している（市街化調整区域の事業所設置等）

【提出後】商工課から交付決定通知を交付

03 実施

▼事業の実施　交付決定後、着手(発注・購入等)可能

【注意事項】実績報告時に写真の提出が必要になるため、改修工事等の場合は施工前の写真を撮影しておくこと

04 実績報告

▼実績報告書の提出　経費の支払い完了の日（領収書等の日付）から30日以内又は翌年度の４月10日のいずれか早い日まで

【提出物】

- □ ア　実績報告書(様式第７号)
- □ イ　収支決算書(様式第４号)
- □ ウ　契約書及び補助対象経費に係る支払をしたことを証する書類（請求書、領収書等）の写し
- □ エ　補助対象経費により購入、改修工事前後、備品、物品等の写真
- □ オ　（申請時に提出していない場合）開業届等の書類　P11参照

【提出後】商工課から交付確定通知を交付

05 請求

▼請求書の提出　交付確定後10日以内

【提出物】

- □ 請求書(様式第８号)

【提出後】　請求から１か月以内に口座振込予定

06 状況報告

▼状況報告書の提出　交付確定日を基準とし、約１年後（翌年度の末日まで）

【提出物】

- □ 状況報告書（様式第５号）
- □ 税務署に提出した最新の確定申告書類等の写し

補助対象経費

・経費の支払いは原則「振込」とする。
・その他定められていない対象経費については
商工課にて随時判断する。

01 事業の用に供する建物の購入費



○ 対象　例

- 飲食店を営業するために購入した店舗の購入費
- 建設業を営業するために購入した事務所の購入費

✕ 対象外　例

- 事務所や店舗を住居と兼用する物件の購入費
- 資材置き場・土地等の購入費

02 事業所の増改築又は改修に要する経費



○ 対象　例

- 内装、外装等の工事費
- 水回り設備等を設置する工事費

✕ 対象外　例

- 自己で行う改修工事費

03 備品の購入費

○ 対象　例

- 飲食店の机・椅子・製氷機等の購入費
- ネイルサロンのネイル用UVライト等の購入費

✕ 対象外　例

- 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものとして特定できないもの
（車両、パソコン、携帯電話、プリンタ、タブレット等）
- 個人間売買やオークションでの売買で購入したもの

補助対象経費

04 広告宣伝費



○ 対象　例

- チラシ作成費
- 店舗看板作成費
- ホームページ作成費
- SNS広告等の作成・掲載費
- イベント出店等に係る出店料

✕ 対象外　例

- イベント出店等に係る人件費

05 法人設立時の登記に要する経費



○ 対象　例

- 司法書士等申請資料作成費
- 定款認証手数料

✕ 対象外　例

- 登録免許税
- 印紙税

06 業務に必要なシステム経費

○ 対象　例

- 会計システム、レジシステム等の買い切り版ソフトウェア
- 開発用ライセンス

✕ 対象外　例

- １か月単位の支払い等のソフトウェア
- Word・Excel等の汎用性が高いソフトウェア

補助対象経費

07 事業所の家賃



交付決定日の翌月から、1～6ヶ月分の家賃

○ 対象　例

- 3か月分の家賃
- 住居を併用するもので、１階と２階等、住居部分と事業所部分を区別できる建物の家賃
 （事業所部分のみ補助対象）

✕ 対象外　例

- 敷金、礼金、光熱費、共益費、管理費、駐車場費　等
- 住居を併用するもので、１階に住居も事業所もある等、明確に区別できない建物の家賃

08 リース費用

交付決定日の翌月から、1～6ヶ月分のリース費用

○ 対象　例

- 厨房機器のリース費用
- ショーケースのリース費用

✕ 対象外　例

- 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものとして特定できないもののリース費用
 （車両、パソコン、携帯電話、プリンタ、タブレット等）

ア　交付申請書(様式第１号)

様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

申請書の提出日

創業等支援事業費補助金交付申請書

令和８年　５月　１日

伊豆の国市長　宛

住　　所　伊豆の国市長岡 346-1
名　　称　キッチン伊豆の国
代 表 者　伊豆の国　太郎
電話番号　055（948）1415

完納証明書記載の住所

申請時創業等しておらず未定の場合未記入可

印不要

伊豆の国市創業等支援事業費補助金交付要綱第５の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

１　交付申請

⑴　金　　額　　500,000　　円

⑵　交付申請額の内訳

補助対象経費①	①×1/2　② ※100 円未満切捨て	交付申請額 （②と 50 万円のいずれか小さい額）
1,200,000 円	600,000 円	500,000 円

⑶　開業日（予定）日

令和８年　９月　１日

申請後開業可（実績報告までに開業必須）

⑷　創業又は事業承継　所在（予定）地

伊豆の国市田京 299-6

開業届記載の住所

⑸　伊豆の国創業塾の受講状況

令和７年度修了

⑹　補助対象経費支払い完了（予定）日

令和８年　９月　10日

イ　誓約書兼同意書（様式第２号）

様式第２号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

誓約書兼同意書

令和８年　５月　１日

伊豆の国市長　宛

住　所　伊豆の国市長岡 346-1
名　称　キッチン伊豆の国
代表者　伊豆の国　太郎　㊞
（署名又は記名押印、法人の場合は記名押印）

私は、伊豆の国市創業等支援事業費補助金の申請に当たり、地域経済の活性化及び市内の働く場の増加に寄与するとともに、次の事項について誓約及び同意します。

なお、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、伊豆の国市創業等支援事業費補助金の支給決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

【補助対象要件に係る誓約】※該当する項目の□に✔を入れてください。

☑１　次のいずれかに該当します。
⑴ 現在まで事業を経営したことがありません。
⑵ 事業を経営して１年以内です。
⑶ 業務委託契約により事業を営んでいる個人事業主で業務委託契約によらない事業を開始します。
☑２　実績報告までに市内に事業所を設置します。
☑３　伊豆の国市創業支援等事業計画に記載されている「伊豆の国創業塾」を修了しています。
☑４　市町村税の滞納はありません。
☑５　当該補助金を受けたことはありません。
☑６　補助対象経費について、他で補助された経費はありません。

【暴力団の排除に係る誓約】※該当する項目の□に✔を入れてください。

☑１　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
⑴ 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
⑵ 暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
⑶ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
⑷ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
⑸ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
⑹ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
⑺ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
☑２　１⑴から⑺までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ウ　事業計画書（様式第３号）

様式第３号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

1　事業の概要

創業等年月日	令和８年９月１日　（予定）			営業日（予定）	25 日/月（水曜定休）
事業所名	キッチン伊豆の国			営業時間(予定)	11：00～15：00
事業所住所	伊豆の国市田京 299-6			事業所形態	□賃貸　☑自己所有 他（　　）
事業所電話番号	055-948-1415				
主たる業種	飲食業			事業形態	☑個人 □法人
資本金(法人のみ)	円				
事業に要する　許認可、免許等	食品衛生責任者			☑取得済	□令和８年２月取得見込
	営業許可証			☑取得済	□令和８年２月取得見込
従業員数	合計	２人	内訳	役員	１　人
				従業員	０　人
				パート・アルバイト	１　人

事業主は除く

従業員家族を含む

2　取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容	季節ごとの地元食材を使用したパスタ、お肉料理など
販売方法	店内飲食
取引先･取引関係者 (仕入先、販売先等)	伊豆の国製粉・〇△食品

3　事業計画（事業の見通し）

実施時期	１年目	２年目	３年目
従業員数	２人	２人	３人
売上目標	年２，400，000 円	年３，600，000 円	年７，200，000 円
具体的な実施内容	ランチ営業 25 日/月	テイクアウト開始 ランチ営業 25 日/月	テイクアウト ランチ営業 ディナー営業 定休日なし

※金融機関等に提出する創業計画書を本書類に代えて提出することができる。

エ　収支予算書（様式第４号）

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

１　収入の部

区　　分	予算額 ~~（変更予算額）~~ ~~（決算額）~~	（予算額）	比　較		備　考
			増	△減	
自己資金 市補助金	700,000円 500,000円	円	円	円	
合　　計	1,200,000円				

２　支出の部

区　　分	予算額 ~~（変更予算額）~~ ~~（決算額）~~	（予算額）	比　較		算出基礎
			増	△減	
事業所の増改築又は改修に要する経費 備品の購入費	500,000円 700,000円	円	円	円	
合　　計	1,200,000円				

02　交付申請
04　実績報告

第５　オの書類

既に創業等している場合は交付申請時、未創業の場合は実績報告時

（ア）【個人開業の場合】
税務署に提出した開業届出書の写し
例）書面提出の場合：：紙の開業届の写し
電子申請の場合：e-tax申請の開業届の申請データの写し

（イ）【会社を設立した場合】
税務署に提出した法人設立届出書その他会社の設立年月日が確認できる書類の写し
例）法人設立届出書の写し
診療所開設届の写し
履歴事項全部証明書の写し

（ウ）【業務委託契約からの開業の場合】
新たに事業所を設置し業務委託契約によらない事業を開始した日がわかる書類
例）業務委託契約書（終了日確認）及び開業届

（エ）【事業承継の場合】
税務署に提出した開業届出書又は会社の代表変更を確認できる公的な書類の写し
例）履歴事項全部証明書の写し

（オ）【許認可を必要とする業種の場合】
事業所の営業許可証の写し
例）飲食業：食品衛生法に基づく「営業許可証」

（カ）【資格が必要な業種の場合)】
事業所の代表者又は従業員の資格取得証明の写し
例）美容業：美容師免許

ア　実績報告書(様式第７号)

実績報告書の提出日
領収書等の日付から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで

様式第７号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

創業等支援事業費補助金実績報告書

令和８年９月15日

伊豆の国市長　宛

住　　所　伊豆の国市長岡346-1
名　　称　キッチン伊豆の国
代 表 者　伊豆の国　太郎
電話番号　055（948）1415

交付決定通知記載

令和８年５月３日付け伊国商第15号により補助金交付の決定を受けた創業等に要する経費の支払が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1　創業等に要した経費の内訳

補助対象経費①	①×1/2　② ※100 円未満切り捨て	補助額（②と 50 万円のいずれか小さい額であり、交付決定額を上限とする）
1,100,000 円	550,000 円	500,000 円

2　開業日

令和８年９月１日

3　創業又は事業承継　所在地

伊豆の国市田京 299-6

イ　収支決算書(様式第４号)

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

実績報告時の決算額

申請時に提出した様式第４号の予算額

収支予算書（変更収支予算書　収支決算書）

１　収入の部

区　分	~~予算額~~ ~~（変更予算額）~~ （決算額）	（予算額）	比較		備　考
			増	△減	
自己資金	600,000円	700,000円	円	100,000円	
市補助金	500,000円	500,000円			
合　計	1,100,000円	1,200,000円		100,000円	

２　支出の部

区　分	~~予算額~~ ~~（変更予算額）~~ （決算額）	（予算額）	比較		算出基礎
			増	△減	
事業所の増改築又は改修に要する経費	500,000円	500,000円	円	100,000円	
備品の購入費	600,000円	700,000円			
合　計	1,100,000円	1,200,000円		100,000円	

エ　補助対象経費により購入、整備等をした設備、備品、物品の写真

※写真は同じ角度から撮影し、施工前・施工後がわかるようにしてくだい。

①事業の増築又は改修に要する経費

【施工前】　　【施工後】

場所：店舗正面

見積書記載内容：外装塗装

写真：施工前	写真：施工後

場所：店舗内

見積書記載内容：天井張り替え

写真：施工前	写真：施工後

場所：店舗内

見積書記載内容：厨房改装

写真：施工前	写真：施工後

請求書（様式第8号）

様式第８号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請　　求　　書

交付確定通知記載

金　　500，000　　円

ただし、令和８年９月18日付け伊国商第100号により補助金交付の確定を受けた伊豆の国市創業等支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

令和８年９月25日

請求書提出日

伊豆の国市長　宛

住　所　伊豆の国市長岡346-1
名　称　キッチン伊豆の国
代表者　伊豆の国　太郎　㊞

社印又は代表者印

振込先口座　金融機関名　伊豆国銀行
支店名　長岡支店
口座種別　普通
口座番号　0123456
口座名義人（カナ）イズクニ　タロウ

状況報告書（様式第5号）

様式第５号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

状況報告書の提出日
交付確定日から約１年後から翌年度末日まで

令和９年　３月　１日

伊豆の国市長　宛

住　　所　伊豆の国市長岡346-1
名　　称　キッチン伊豆の国
代 表 者　伊豆の国　太郎
電話番号　055（948）1415

伊豆の国市創業等支援事業費補助金状況報告書

交付決定通知記載

令和８年５月３日付け伊国商第 15 号で交付決定を受けた伊豆の国市創業等支援事業費補助金対象に係る事業について、下記のとおり状況報告いたします。

記

事業の状況	☑事業を継続している □その他（　　）

【添付書類】
税務署に提出した最新の確定申告書類の写し
（個人）白色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表及び収支内訳書（１・２面））の写し
青色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表及び所得税青色申告決算書（１～４面））の写し
（法人）確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

添付書類

税務署に提出した最新の確定申告書類の写し

（個人）白色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表、および収支決算書の（１・２面））の写し
青色申告の場合：確定申告書（第一表、第二表、および所得税青色申告決算書（１～４面））の写し
（法人）確定申告書別表一及び法人事業概要説明書の写し

変更申請

変更承認申請書（様式第6号）

様式第６号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

変更承認申請書の提出

創業等支援事業費補助金計画変更承認申請書

令和８年１２月１日

伊豆の国市長　宛

住　　所　伊豆の国市長岡346-1
名　　称　キッチン伊豆の国
代 表 者　伊豆の国　太郎
電話番号　055（948）1415

交付決定通知記載

令和８年５月３日付け伊国商第15号により補助金交付の決定を受けた伊豆の国市創業等支援事業費補助金の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

１　計画変更の理由

備品の購入費で計上していたものの在庫がなくなり、代替品に変更されたため

２　変更内容

備品の購入費で購入を予定していたオーブン品番Ａから品番Ｂへ変更

３　変更に係る説明書類

別紙にて、備品の購入費に係る見積書添付

Q&A 補助対象者について

Q1

現在、事業を営んでおり、新たに別事業を始めたいと考えていますが、補助対象者になりますか？

事業を営んだことがないことが条件になりますので、補助対象者になりません。
個人事業主が法人化する場合や、NPO法人等を設立済みの場合も補助対象となりません。
ただし、自らの事業所を設置しておらず業務委託契約のみによる事業を営んでいる個人事業主が、新たに事業所を市内に設置し、業務委託契約によらない事業を開始する場合は対象（例：美容師、マッサージなど）となります。

Q2

平日は従業員として会社に勤め、休日に趣味を生かしてお店を創業したいと考えていますが、補助対象者になりますか？

創業する事業で主に生計を立てる人を対象とするため、補助対象者になりません。

Q3

キッチンカー等により固定の店舗を持たず事業を行う場合は、補助対象者になりますか？

納税地が伊豆の国市内である場合は、補助対象者になります。
（開業届等にて納税地の確認を行います）

その他、補助対象外の例
・暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
・都市計画法違反等、法令違反をしている者
・フランチャイズ契約の事業
・公序良俗に反する事業

Q&A 補助対象経費について

Q1

中古の備品購入費は対象になりますか？

購入により取得し、支払等を証明する書類が入手できるものについては、対象になります。
ただし、個人間売買やオークションでの売買で購入したものは対象外です。

Q2

キッチンカーなどの事業用車両は補助対象になりますか？

車両等汎用性の高いものは備品購入費やリース費用として認めることが出来ないため、対象外になります。
その他、車両の改装費、厨房機器等備品購入費、広告宣伝費等は対象です。

Q3

開業届の納税地は伊豆の国市内ですが、市外の事業所の購入や改修工事は対象になりますか？

市外の事業所の建物の購入費、改修工事費、事業所の家賃等は対象外になります。

Q4

交付申請前に事務所の賃貸借契約を結んでしまいましたが、補助対象になりますか？

創業に伴う事業全般に着手する前に交付申請書を提出し、交付決定を受ける必要がありますので、対象外になります。
賃貸契約の他にも、事業所の改装業者との契約、備品の購入、広告の契約などの前に交付申請書を提出してください。